

○真庭市消防団員準中型自動車運転免許取得費支援事業補助金交付規程

令和3年(2021年)3月31日

告示第109号

(趣旨)

第1条 この告示は、真庭市消防団員の確保及び団員の円滑かつ迅速な消防活動の推進を図るため、準中型自動車を運転可能な運転免許を取得する団員に対し、予算の範囲内において真庭市消防団員準中型自動車運転免許取得費支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、真庭市補助金等交付規則(平成17年真庭市規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 真庭市消防団員 真庭市消防団条例(平成17年真庭市条例第254号)第4条の規定により任命された者(以下「団員」という。)をいう。
- (2) 準中型自動車免許 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第84条第3項に規定する準中型自動車免許をいう。
- (3) 中型自動車免許 法第84条第3項に規定する中型自動車免許をいう。
- (4) 大型自動車免許 法第84条第3項に規定する大型自動車免許をいう。
- (5) 準中型免許等 準中型自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団員とする。

- (1) 平成29年3月12日以降に普通自動車免許を取得した団員
- (2) 所属する分団の分団長が推薦する団員
- (3) 準中型免許等の取得の日から5年以上消防団に在職し、消防団活動を

行うことを誓約する団員

(4) 市税の滞納がない団員

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が教習所において、準中型免許等の取得のために要する経費(入学金、講習料金、学科教本代、検定料、卒業証明書交付手数料、その他市長が認める経費)及び免許証交付に要する費用とする。

2 前項の費用において、次に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

(1) 教習所が定める教習時間を超えたこと等により発生した補講、再試験等の追加経費

(2) 補助対象者が法第84条第3項に規定する普通自動車免許を有していない場合であって、当該普通自動車免許を有していれば不要であった経費

(3) この補助金以外の他の制度により免許取得費用の補助等を受ける場合における当該補助等の額

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、1補助対象者につき19万円を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、真庭市消防団員準中型自動車運転免許取得費支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 真庭市消防団員準中型自動車運転免許取得団員推薦書(様式第2号)

(2) 申請時の自動車運転免許証の写し

(3) 教習所の準中型免許の取得に要する経費の見積書(内訳が分かるもの)

(4) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更等)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容その他申請に係る事項を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、真庭市消防団員準中型自動車運転免許取得費支援事業補助金変更・中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、真庭市消防団員準中型自動車運転免許取得費支援事業補助金変更・中止(廃止)承認決定通知書(様式第4号)により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、真庭市消防団員準中型自動車運転免許取得費支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業で取得した自動車運転免許証の写し

(2) 準中型免許の取得に要した経費の領収書の写し(内訳が分かるもの)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第14条に規定する補助金等の額の確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第11条 前条の規定による補助金等の額の確定通知を受けた補助事業者は、真庭市消防団員準中型自動車運転免許取得費支援事業補助金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(3) 補助事業が、事業年度内に完了しないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還させることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和7年(2025年)3月31日告示第56号)

この告示は、令和7年3月31日から施行する。